

平成 31 年(2019 年)3 月 29 日

一般社団法人山口県医師会長 様

山口県健康福祉部長

病床設置届出診療所に係る取扱要領の一部改正について

このことについて、医療法施行規則の改正等に伴い、病床設置届出診療所に係る取扱要領の一部改正を行いましたので、下記のとおり通知します。

また、このことについて、貴会会員へ周知していただきますようお願いいたします。

記

1 取扱要領等

- 病床設置届出診療所に係る取扱要領
- 病床設置届出診療所事前協議申出書（様式第 1 号）
- 基本診療料の施設基準について（様式第 2 号の 1～7）
- 病床設置届出診療所（増床）構造設備概要調書（様式第 3 号）
- 病床設置届出診療所に係る同意申請書等（別紙様式 1～9）

2 上記様式に係る新旧対照表

医療政策課 医療企画班

担 当：山 中

Tel. 083-933-2924

Fax. 083-933-2829

E-mail: yamanaka.shigeo@pref.yamaguchi.lg.jp

## 病床設置届出診療所に係る取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の14第7項第1号から第2号までの規定に基づく診療所（以下「病床設置届出診療所」という。）の取扱いについて定める。

### (事前協議)

第2条 診療所に一般病床又は療養病床を設置又は増床しようとする開設者又は開設予定者（以下「事前協議申出者」という。）は、当該診療所が別紙に定める審査基準（以下「審査基準」という。）に該当するか否かについて、あらかじめ協議するため、病床設置届出診療所事前協議申出書（様式第1号）を知事に提出する。

2 知事は、前項の事前協議申出書が提出されたときは、診療所の所在する地域の地域医療構想調整会議において協議を行い、山口県医療審議会（以下「医療審議会」という。）の意見を聴いた上で、病床設置届出診療所の審査基準に該当するか否かを判断し、その結果を事前協議申出者等に通知する。

### (診療所の運営変更)

第3条 病床設置届出診療所に該当すると認められた事前協議申出者は、一般病床又は療養病床の設置又は増床の届出を行う前に、第3条第1項の規定により提出した事前協議申出書の記載事項を変更しようとするときは、その旨を知事に報告し、別途指示を受けるものとする。ただし、審査基準のうち基準1の区分の変更は、これを認めないこととする。

### 附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

病床設置届出診療所の審査基準

病床設置届出診療所の審査基準は、以下のとおりとする。

基準 1

当該診療所が、次に掲げる区分ごとの基準に適合すること。

区 分	基 準
<p>① 医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所 (医療法施行規則第1条の14第7項第1号関係)</p>	<p>所在する二次保健医療圏の県環境保健所、各市町(下関市にあっては、下関市立下関保健所をいう。)及び各郡市医師会の同意を経て、社団法人山口県医師会の推薦を得た診療所であって、以下のいずれかの機能を有するもの(届出予定を含む。)</p> <p>ア 在宅療養支援診療所の機能(訪問診療の実施)</p> <p>イ 急変時の入院患者の受入機能(年間6件以上)</p> <p>ウ 患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる機能</p> <p>エ 他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能(入院患者の1割以上)</p> <p>オ 当該診療所内において看取りを行う機能</p> <p>カ 全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔(手術を実施した場合に限る。)を実施する(分娩において実施する場合を除く。)機能(年間30件以上)</p> <p>キ 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能</p>
<p>② ①以外であって、へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所 (医療法施行規則第1条の14第7項第2号関係)</p>	<p>所在する二次保健医療圏の県環境保健所、各市町(下関市にあっては、下関市立下関保健所をいう。)及び各郡市医師会の同意を経て、社団法人山口県医師会の推薦を得た診療所であって、医療法施行規則第30条の32の2第1項第1号から第8号、第10号、第11号又は第14号に規定する病床を設置するもの</p>

基準 2

当該診療所が診療報酬上の人員基準(様式第2号の1から様式第2号の7関係)及び医療法(昭和23年法律第205号)及び医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)に規定する構造設備基準(様式第3号関係)に適合すること。

病床設置届出診療所事前協議申出書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

事前協議申出者

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職氏名）  
ふりがな

㊟

電話番号

次の診療所について一般病床又は療養病床を設置又は増床したいので、病床設置届出診療所に係る取扱要領（以下「要領」という。）第2条第1項の規定に基づき事前に協議します。

ふりがな		
1	診療所の(予定)名称	
2 開設 (予定) 場所	郵便番号	
	所在地	
	電話番号	
	FAX番号	
3	要領第2条に定める基準の該当状況 (該当番号に○印)	① 地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所 （審査基準該当機能： ）※ア～キから選択 ② へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所
4	標榜（予定）診療科目 (主たる診療科目に○印)	
5	設置又は増床しようとする一般病床又は療養病床の病床数	一般病床 床 療養病床 床
	3の②を選択した場合の病床の種類の内訳	①悪性新生物( 床)②循環器疾患( 床)③小児疾患( 床) ④周産期疾患( 床)⑤リハビリ( 床) ⑥救急医療( 床) ⑦精神疾患( 床) ⑧神経難病( 床) ⑨緩和ケア( 床) ⑩エイズ( 床) ⑪感染症( 床)
6	他に開設している病院又は診療所	名称
		所在地
7	診療に従事する医師の氏名、担当診療科名、診療日及び診療時間(予定の場合は計画している内容)	
8	開設（予定）年月日	

<p>9 一般病床又は療養病床の 設置又は増床 (予定)年月日</p>	
<p>10 事前届出に係る当該診療所が、どのように地域にとって良質かつ適切な医療を提供していくか、計画・考えを自由に記載してください。 特に、当該診療所の医療機能（提供可能な医療）の内容及び他の医療機関等との連携の状況については、具体的に必ず記載してください。</p>	
<p>11 添付書類</p>	<p>① 事前協議申出者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師である場合には、履歴書及び臨床研修修了登録証の写し又は免許証の写し（開設者が医師法（昭和23年法律第201号）第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合にあっては、再教育研修修了登録証の写しも添付すること。）</p> <p>② 事前協議申出者が法人である場合には、登記簿謄本又は登記事項証明書（新たに設立した医療法人で登記未了の場合には、設立認可書の写し。）</p> <p>③ 項目3において、審査基準該当機能を「ア」（在宅療養支援診療所の機能）とする場合には、中国四国厚生局山口事務所へ提出した在宅療養支援診療所の施設基準に係る届出書の写し又は当該届出書（案）と届出を行う旨の確約書（任意様式）を添付すること。</p> <p>④ 項目3において、「2 地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所」を選択する場合は、関係機関（県環境保健所・市町・郡市医師会）の同意書、一般社団法人山口県医師会の推薦書を添付すること。</p> <p>⑤ 項目3に共通する資料として、診療報酬上の「有床診療所入院基本料の施設基準に係る届出書添付書類（様式第2号の1～2号の7）」及び「病床設置届出診療所（増床）構造設備概要調書」（様式第3号）を添付すること。</p> <p>⑥ 項目5において「救急医療」用の病床がある場合は、中国四国厚生局山口事務所へ提出した救急医療管理加算に係る届出書の写し又は当該届出書（案）と届出を行う旨の確約書（任意様式）を添付すること。また、救急診療所の申出を行う旨の確約書（任意様式）を添付すること。</p> <p>⑦ へき地（山口県保健医療計画に定めるへき地医療対策の対象地域）に設置される診療所については、位置図を添付すること。</p>

## 基本診療料の施設基準等について

### [有床診療所入院基本料] の施設基準に係る関係書類の提出

- 当該提出を行う前6月間において当該提出に係る事項に関し、不正又は不当な提出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。
- 当該提出を行う前6月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。
- 当該提出を行う前6月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。
- 当該提出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。

標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添付して提出します。

平成 年 月 日

診療所の（予定）所在地  
及び（予定）名称

事前協議申出者

印

- 備考1 には、適合する場合「■」印とすること。  
2 予定の場合は、届出書（案）とすること。  
3 第2号の7まで、実際の診療報酬上の届出書の様式とは異なるので注意すること。

有床診療所入院基本料の施設基準に係る届出書添付書類

病床数及び入院患者数	区分	病床数	入院患者数		備考		
			届出時	1日平均入院患者数			
総数		床	名	名	1日平均入院患者数算出期間 年 月 日 ～ 年 月 日		
内訳	一般病床	床	名	名			
	療養病床	床	名	名			
看護要員数	看護師・准看護師		看護補助者				
		入院患者に対する勤務	入院患者以外との兼務	入院患者に対する勤務		入院患者以外との兼務	
	総数	名	名	名		名	
	内訳	一般病床	名	名			
		療養病床	名	名		名	名
上記以外の勤務		名		名			
勤務形態 (該当するものに○印) (時間帯を記入)		時間帯区分					
		当直制 ( : ~ : )	交代制 ( : ~ : )	その他 ( : ~ : )			
有床診療所入院基本料の夜間緊急体制確保加算に係る夜間の緊急体制確保の実施の有無		( 有 ・ 無 )					

[記載上の注意]

- 1 予定の場合は、届出書添付書類（案）とすること。
- 2 一般病床の区分欄には1、2又は3を記入する。
- 3 既存の療養病床、その他の病床及び外来との兼務を行う場合の看護要員の人数については、時間割比例計算により算入する。
- 4 様式第2号の3を添付すること。
- 5 注の加算に係る施設基準を届け出る場合には、併わせて様式第2号の4から7までを添付すること。

有床診療所入院基本料の施設基準に係る届出書添付書類  
(看護要員の名簿)

	職 種	氏 名	勤 務 形 態	勤 務 時 間
一 般 病 床				
療 養 病 床				

[記載上の注意]

- 1 予定の場合は、届出書添付書類（案）とすること。
- 2 「職種」欄には、看護師、准看護師、看護補助者の別を記載すること。
- 3 「勤務形態」欄には、常勤、パートタイム等及び外来との兼務等の勤務形態を記載すること。
- 4 「勤務時間」欄には、パートタイム等のものについては、1日当たりの平均勤務時間を記載すること。



有床診療所入院基本料の夜間緊急体制確保加算の施設基準に係る届出書添付書類

NO	保険医登録番号	医療機関名	氏名	担当する曜日・時間帯

〔記載上の注意〕

- 1 予定の場合は、届出書添付書類（案）とすること。
- 2 有床診療所入院基本料の届出書の写しを添付すること。
- 3 当該診療所の医師の場合は氏名を、他の医療機関と連携して実施する場合は医療機関名を記入すること。
- 4 入院患者への説明のための文書の例について添付すること。

有床診療所入院基本料の医師配置加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 医師配置加算1に係る事項

次の該当する項目に○をつけること。

	在宅療養支援診療所であって、過去1年間に訪問診療を実施した実績がある。
	全身麻酔、脊椎麻酔又は硬膜外麻酔（手術を実施した場合に限る。）の患者数が年間30例以上である。
	救急病院等を定める省令に基づき認定された救急診療所である。
	「救急医療対策の整備事業について」に規定された在宅当番医制又は病院群輪番制に参加している。
	区分番号B001の「22」に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料を算定している。
	夜間看護配置加算1又は2を算定しており、夜間の診療応需体制を確保している。

2 医師の名簿（2名以上）

No.	保険医登録番号	氏名	勤務の態様	週平均勤務時間数	1日平均勤務時間数

所定労働時間

時間／週

[記載上の注意]

- 1 予定の場合は、届出書添付書類（案）とすること。
- 2 「1」について、○を付した事項に係る実績（予定の場合は計画）を示す書類を添付すること。

有床診療所入院基本料の看護配置加算及び夜間看護配置加算の  
施設基準に係る届出書添付書類

(1) 看護配置加算

一般病床に係る看護職員の配置数を記入すること。

看護配置加算1を算定する場合は、看護師の配置数もあわせて記入すること。

看護職員数	
	(再掲)看護師数
名	名

(2) 夜間看護配置加算

夜間の看護職員の配置数を記入すること。

夜間看護配置加算1を算定する場合は、必要に応じて夜間の看護補助者数及び当直の看護要員数もあわせて記入すること。

夜間の看護職員数	夜間の看護補助者数	(再掲)当直の看護要員数
名	名	名

[記載上の注意]

- 1 予定の場合は、届出書添付書類（案）とすること。
- 2 夜間看護職員が1名である場合には、当該職員を当直として計上できないものであること。
- 3 有床診療所入院基本料1又は2の届出書の写しを添付すること。

## 有床診療所一般病床初期加算の施設基準に係る届出書添付書類

有床診療所入院基本料を算定する診療所に係る事項  
次の該当する項目に○をつけること。

	在宅療養支援診療所であって、過去 1 年間に訪問診療を実施した実績がある。
	全身麻酔、脊椎麻酔又は硬膜外麻酔（手術を実施した場合に限る。）の患者数が年間 30 例以上である。
	救急病院等を定める省令に基づき認定された救急診療所である。
	「救急医療対策の整備事業について」に規定された在宅当番医制又は病院群輪番制に参加している。
	区分番号 B001 の「22」に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料を算定している。
	夜間看護配置加算 1 又は 2 を算定しており、夜間の診療応需体制を確保している。

### [記載上の注意]

- 1 予定の場合は、届出書添付書類（案）とすること。
- 2 ○を付した事項に係る実績（予定の場合は計画）を示す書類を添付すること。



## 建物別の廊下・階段及びその構造（病室配置がある箇所）

建物別の名称	廊下	通常階段					病室のある階	避難階段
	幅	幅	踊場	けあげ	踏面	手すりの有無		
	m	m	m	cm	cm	有・無	階	
	m	m	m	cm	cm	有・無	階	有・無
	m	m	m	cm	cm	有・無	階	有・無
	m	m	m	cm	cm	有・無	階	有・無

階段・踊場の幅 内法1.2m、けあげ 20cm以下、踏面 24cm以上  
廊下幅 片側居室1.2m以上 両側居室1.6m以上

## 診察室

診察室名	室面積	処置室兼用の場合は、その部分	診察室名	室面積	処置室兼用の場合は、その部分
科	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	科	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
科			科		

## 処置室（診察室兼用のものを除く。）

処置室名	室面積	処置室名	室面積
	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>

## 検査室

名称	室面積	給水・火気の備	防火設備
	m <sup>2</sup>	有・無	有・無

## エックス線装置及びその使用室

設置予定のエックス線装置	製作者名	型式	エックス線高電圧装置の定格出力	用途の別	
使用室	面積	室内の構造概要		操作室の面積	暗室の面積
	m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

## 調剤所

面積	採光面積	外気開放面積	麻薬保管庫の有無	冷暗所の面積	給水か所	備付器具
m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	有・無	m <sup>2</sup>	有・無	

## 手術室

名称	面積	構造設備						
		手術台	床	壁	天井	照明	空調	窓
	m <sup>2</sup>	台	耐火不燃材	耐火不燃材	耐火不燃材	個	有・無	有・無
その他の施設								

## 消毒施設

室	面積	消毒室の構造概要	消毒方法及び設備
	m <sup>2</sup>		

## 給食施設

調理場	面積	m <sup>2</sup>	冷蔵庫	有・無	
	床の構造		特別調理室	有・無	
	採光通風の状況		食品倉庫又は置場	主食類	m <sup>2</sup>
	野菜消毒設備	有・無		調味料類	m <sup>2</sup>
	手洗設備	有・無		野菜室	m <sup>2</sup>

専用便所	有・無		更衣・休憩所	有・無			
配膳室	名称	面積	食器消毒設備方法	食器洗じよう設備	食器格納設備	温食設備	備考
		m <sup>2</sup>		有・無	有・無	有・無	

## 洗たく施設

室面積	構造概要	洗たく設備	乾燥, 補修設備 その他
m <sup>2</sup>			

## 分べん室及び新生児入浴施設

分べん室 (室)	面積	構造設備	新生児入浴 施設 (箇所)	面積	構造概要
	1室/m <sup>2</sup>			1箇所/m <sup>2</sup>	

## 機能訓練室

床面積	構造概要	設備概要
m <sup>2</sup>		

食堂 (内法 1 m<sup>2</sup>/人以上)

床面積	構造概要	その他
m <sup>2</sup>		

## 浴室

床面積	構造概要	設備概要
m <sup>2</sup>		

## 病床数

精神		感染症		結核		療養		一般		計	
室	床	室	床	室	床	室	床	室	床	室	床

病室の構造概要 (個室 6. 3 m<sup>2</sup>/床以上、多床室 4. 3 m<sup>2</sup>/床以上)

棟別	階別	病室番号	病室用途	一室の入院定員	一室の床面積	一室の採光面積	開放出来る面積 一室の直接外気に	天井の高さ	一人当たりの面積	床下の防湿換気の方法
		～	一般	人	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m	m <sup>2</sup>	
		～	一般							



## 病室の構造概要 (続き)

		～	一般							
		～	一般							
		～	一般							

## その他の施設

看護師 勤務室	室名	面積	応接室	m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>	談話室	m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>		
連絡施設		m <sup>2</sup>		
事務室		m <sup>2</sup>		
医局		m <sup>2</sup>		
院長室		m <sup>2</sup>		

## 看護師宿舎

収容人員	宿舎の位置	構造概要

## 敷地の条件

用途地域の別	
防火地域の別	

## 開設予定年月日

年 月 日
-------

## 【記入するときの注意事項】

- ① 詳細が決まっていない場合は、図面を含め、今後予定として記載すること。その際は、概要調書(案)とすること。
- ② 敷地の平面図、敷地周囲の見取図及び建物の平面図は、別紙として添付すること。  
(建物の平面図は、各室の用途を示し、かつ、各病室の病床数及び一般病床又は療養病床を示す図面とすること。)

(別紙様式 1)

病床設置届出診療所に係る同意申請書

番 号  
年 月 日

環境保健所長 様

郵便番号  
住所  
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
診療所名称  
事前協議申出者 氏名 (印)  
(法人にあっては、名称及び代表者の職氏名)  
管理者氏名  
電 話 局 番  
ファクシミリ 局 番

病床設置届出診療所として同意を得たいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 病床設置届出診療所事前協議申出書
- 2 基本診療料の施設基準等について
- 3 有床診療所入院基本料の施設基準に係る届出書添付書類
- 4 有床診療所入院基本料の施設基準に係る届出書添付書類 (看護要員の名簿)
- 5 有床診療所入院基本料の夜間緊急体制確保加算の施設基準に係る届出書添付書類
- 6 有床診療所入院基本料の医師配置加算の施設基準に係る届出書添付書類
- 7 有床診療所入院基本料の看護配置加算及び夜間看護配置加算の施設基準に係る届出書添付書類
- 8 有床診療所一般病床初期加算の施設基準に係る届出書添付書類
- 9 病床設置届出診療所 (増床) 構造設備概要調書

(別紙様式2)

病床設置届出診療所に係る同意申請書

番 号  
年 月 日

市 長 様  
町

(下関市にあっては、下関市立下関保健所長)

郵便番号

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

診療所名称

事前協議申出者

氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の職氏名)

管理者氏名

電 話

局

番

ファクシミリ

局

番

病床設置届出診療所として同意を得たいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 病床設置届出診療所事前協議申出書
- 2 基本診療料の施設基準等について
- 3 有床診療所入院基本料の施設基準に係る届出書添付書類
- 4 有床診療所入院基本料の施設基準に係る届出書添付書類 (看護要員の名簿)
- 5 有床診療所入院基本料の夜間緊急体制確保加算の施設基準に係る届出書添付書類
- 6 有床診療所入院基本料の医師配置加算の施設基準に係る届出書添付書類
- 7 有床診療所入院基本料の看護配置加算及び夜間看護配置加算の施設基準に係る届出書添付書類
- 8 有床診療所一般病床初期加算の施設基準に係る届出書添付書類
- 9 病床設置届出診療所 (増床) 構造設備概要調書

(別紙様式3)

病床設置届出診療所に係る同意申請書

番 号  
年 月 日

(郡) 市医師会長 様

郵便番号  
住所  
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
診療所名称  
事前協議申出者 氏名 ⑩  
(法人にあっては、名称及び代表者の職氏名)  
管理者氏名  
電 話 局 番  
ファクシミリ 局 番

病床設置届出診療所として同意を得たいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 病床設置届出診療所事前協議申出書
- 2 基本診療料の施設基準等について
- 3 有床診療所入院基本料の施設基準に係る届出書添付書類
- 4 有床診療所入院基本料の施設基準に係る届出書添付書類 (看護要員の名簿)
- 5 有床診療所入院基本料の夜間緊急体制確保加算の施設基準に係る届出書添付書類
- 6 有床診療所入院基本料の医師配置加算の施設基準に係る届出書添付書類
- 7 有床診療所入院基本料の看護配置加算及び夜間看護配置加算の施設基準に係る届出書添付書類
- 8 有床診療所一般病床初期加算の施設基準に係る届出書添付書類
- 9 病床設置届出診療所 (増床) 構造設備概要調書

(別紙様式 4)

病床設置届出診療所に係る推薦依頼書

番 年 月 日  
号

社団法人山口県医師会長 様

郵便番号

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

診療所名称

事前協議申出者

氏名

Ⓔ

(法人にあっては、名称及び代表者の職氏名)

管理者氏名

電話

局

番

ファクシミリ

局

番

病床設置届出診療所として推薦を得たいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、別紙のとおり関係機関から同意を得ています。

記

- 1 病床設置届出診療所事前協議申出書
- 2 基本診療料の施設基準等について
- 3 有床診療所入院基本料の施設基準に係る届出書添付書類
- 4 有床診療所入院基本料の施設基準に係る届出書添付書類 (看護要員の名簿)
- 5 有床診療所入院基本料の夜間緊急体制確保加算の施設基準に係る届出書添付書類
- 6 有床診療所入院基本料の医師配置加算の施設基準に係る届出書添付書類
- 7 有床診療所入院基本料の看護配置加算及び夜間看護配置加算の施設基準に係る届出書添付書類
- 8 有床診療所一般病床初期加算の施設基準に係る届出書添付書類
- 9 病床設置届出診療所 (増床) 構造設備概要調書
- 10 環境保健所、市町及び郡市医師会の意見書 (写し)

(別紙様式5)

病床設置届出診療所に係る意見書

番 号  
年 月 日

事前協議申出者 様

環境保健所長 印

年 月 日付け 第 号で同意申請のあった内容について  
申請のとおり同意します。  
は、下記のとおり意見を付して同意します。  
下記の理由により同意できません。

記

意見の内容（又は不同意の理由）

(別紙様式6)

病床設置届出診療所に係る意見書

番 号  
年 月 日

事前協議申出者 様

市 長 印  
町  
(下関市にあっては、下関市立下関保健所長)

年 月 日付け 第 号で同意申請のあった内容について  
申請のとおり同意します。  
は、下記のとおり意見を付して同意します。  
下記の理由により同意できません。

記

意見の内容 (又は不同意の理由)

(別紙様式7)

病床設置届出診療所に係る意見書

番 号  
年 月 日

事前協議申出者 様

(郡)市医師会 会長 印

年 月 日付け 第 号で同意申請のあった内容について  
申請のとおり同意します。  
は、下記のとおり意見を付して同意します。  
下記の理由により同意できません。

記

意見の内容 (又は不同意の理由)



(別紙様式 8)

病床設置届出診療所に係る推薦意見書

番 号  
年 月 日

山口県知事 様

社団法人山口県医師会 会長 印

別添 年 月 日付け 第 号の推薦依頼については、  
意見なしとして推薦します。  
下記のとおり意見を付して推薦します。  
下記の理由により推薦できません。

記

意見の内容 (又は推薦できないの理由)

(別紙様式 9)

病床設置届出診療所に係る事前協議申請書

番 年 月 日 号

山口県知事 様

郵便番号  
住所  
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
診療所名称  
事前協議申出者 氏名 (印)  
(法人にあっては、名称及び代表者の職氏名)  
管理者氏名  
電 話 局 番  
ファクシミリ 局 番

病床設置届出診療所として了承を得たいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 病床設置届出診療所事前協議申出書
- 2 基本診療料の施設基準等について
- 3 有床診療所入院基本料の施設基準に係る届出書添付書類
- 4 有床診療所入院基本料の施設基準に係る届出書添付書類 (看護要員の名簿)
- 5 有床診療所入院基本料の夜間緊急体制確保加算の施設基準に係る届出書添付書類
- 6 有床診療所入院基本料の医師配置加算の施設基準に係る届出書添付書類
- 7 有床診療所入院基本料の看護配置加算及び夜間看護配置加算の施設基準に係る届出書添付書類
- 8 有床診療所一般病床初期加算の施設基準に係る届出書添付書類
- 9 病床設置届出診療所 (増床) 構造設備概要調書

病床設置届出診療所に係る取扱要領 新旧対照表

改正後	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の14第7項第1号から第2号までの規定に基づく診療所（以下「病床設置届出診療所」という。）の取扱いについて定める。</p> <p>(削除)</p> <p>(事前協議)</p> <p>第2条 診療所に一般病床又は療養病床を設置又は増床しようとする開設者又は開設予定者（以下「事前協議申出者」という。）は、当該診療所が別紙に定める審査基準（以下「審査基準」という。）に該当するか否かについて、あらかじめ協議するため、病床設置届出診療所事前協議申出書（様式第1号）を知事に提出する。</p> <p>2 知事は、前項の事前協議申出書が提出されたときは、<u>診療所の所在する地域の地域医療構想調整会議において協議を行い、山口県医療審議会（以下「医療審議会」という。）の意見を聴いた上で、病床設置届出診療所の審査基準に該当するか否かを判断し、その結果を事前協議申出者等に通知する。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の14第7項第1号から第3号までの規定に基づく診療所（以下「病床設置届出診療所」という。）の取扱いについて定める。</p> <p>(病床設置届出診療所の基準)</p> <p>第2条 病床設置届出診療所のうち、別紙に定める審査基準（以下「審査基準」という。）に該当するものについては、山口県医療審議会（以下「医療審議会」という。）の議を経て、病床設置届出診療所として了承されたものとみなす。</p> <p>(事前協議)</p> <p>第3条 診療所に一般病床を設置又は増床しようとする開設者又は開設予定者（以下「事前協議申出者」という。）は、当該診療所が審査基準に該当するか否かについて、あらかじめ協議するため、病床設置届出診療所事前協議申出書（様式第1号）を知事に提出する。</p> <p>2 知事は、前項の事前協議申出書が提出されたときは、<u>必要に応じて事前協議申出者及び関係機関（以下「事前協議申出者等」という。）に対して、補正を求めて、又は意見を聴いて、病床設置届出診療所の審査基準に該当するか否かを判断し、その結果を事前協議申出者等に通知する。この場合において、病床設置届出診療所の審査基準に該当しないと判断したときは、知事は、必要とされる医療に関する地域の実情を考慮して、病床設置届出診療所とするか否か、医療審議会の議を経ることができる。</u></p> <p>(山口県保健医療計画への記載)</p> <p>第4条 病床設置届出診療所として知事が認めたとき、又は前条第2項後段の規定による医療審議会の議を経て、病床設置届出診療所として了承され</p>

病床設置届出診療所に係る取扱要領 新旧対照表

(診療所の運営変更)

第3条 病床設置届出診療所に該当すると認められた事前協議申出者は、一般病床又は療養病床の設置又は増床の届出を行う前に、第3条第1項の規定により提出した事前協議申出書の記載事項を変更しようとするときは、その旨を知事に報告し、別途指示を受けるものとする。ただし、審査基準のうち基準1の区分の変更は、これを認めないこととする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

たときは、当該診療所の名称等が、山口県保健医療計画（医療法（昭和23年法律205号）第30条の4第1項に規定する医療計画をいう。）に記載されたものとみなす。

(診療所の運営変更)

第5条 病床設置届出診療所に該当すると認められた事前協議申出者は、一般病床の設置又は増床の届出を行う前に、第3条第1項の規定により提出した事前協議申出書の記載事項を変更しようとするときは、その旨を知事に報告し、別途指示を受けるものとする。ただし、審査基準のうち基準1の区分の変更は、これを認めないこととする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

病床設置届出診療所に係る取扱要領 新旧対照表

別紙

病床設置届出診療所の審査基準

病床設置届出診療所の審査基準は、以下のとおりとする。

基準1

当該診療所が、次に掲げる区分ごとの基準に適合すること。

区 分	基 準
① <u>医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所</u> (医療法施行規則第1条の14第7項第1号関係)	<p>所在する二次保健医療圏の県環境保健所、各市町(下関市にあっては、下関市立下関保健所をいう。)及び各郡市医師会の同意を経て、社団法人山口県医師会の推薦を得た診療所であって、以下のいずれかの機能を有するもの(届出予定を含む。)</p> <p>ア 在宅療養支援診療所の機能(訪問診療の実施)</p> <p>イ 急変時の入院患者の受入機能(年間6件以上)</p> <p>ウ 患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる機能</p> <p>エ 他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能(入院患者の1割以上)</p> <p>オ 当該診療所内において看取りを行う機能</p> <p>カ 全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝</p>

別紙

病床設置届出診療所の審査基準

病床設置届出診療所の審査基準は、以下のとおりとする。

基準1

当該診療所が、次に掲げる区分ごとの基準に適合すること。

区 分	基 準
① <u>居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所</u> (医療法施行規則第1条の14第7項第1号関係)	<p>診療報酬上の在宅療養支援診療所の施設基準に係る届出を行っている診療所(届出予定を含む。)</p>

病床設置届出診療所に係る取扱要領 新旧対照表

	<p><u>達麻酔（手術を実施した場合に限る。）を実施する（分娩において実施する場合を除く。）機能（年間30件以上）</u>  <u>キ 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能</u></p>		
<p>② <u>①以外であって、へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所</u>          （医療法施行規則第1条の14第7項第2号関係）</p>	<p><u>所在する二次保健医療圏の県環境保健所、各市町（下関市にあっては、下関市立下関保健所をいう。）及び各郡市医師会の同意を経て、社団法人山口県医師会の推薦を得た診療所であって、医療法施行規則第30条の32の2第1項第1号から第8号、第10号、第11号又は第14号に規定する病床を設置するもの</u></p>	<p>② <u>へき地に設置される診療所</u>          （医療法施行規則第1条の14第7項第2号関係）</p>	<p><u>第10次へき地保健医療計画に定める対象地域に設置する診療所であって、医療法施行規則第30条の32の2第1項第1号から第8号、第10号又は第11号に規定する病床を設置するもの</u></p>
<p>（削除）</p>	<p>（削除）</p>	<p>③ <u>①及び②以外であって、地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所</u>          （医療法施行規則第1条の14第7項第3号関係）</p>	<p><u>県環境保健所、市町（下関市にあっては、下関市立下関保健所をいう。）及び郡市医師会の同意を経て、社団法人山口県医師会の推薦を得た診療所であって、医療法施行規則第30条の32の2第1項第1号から第8号、第10号又は第11号に規定する病床を設置するもの</u></p>
<p>基準2 （略）</p>	<p>基準2 （略）</p>		

病床設置届出診療所事前協議申出書 新旧対照表

改 正 後	現 行																										
<p>様式第 1 号</p> <p style="text-align: center;"><b>病床設置届出診療所事前協議申出書</b></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>山口県知事 様</p> <p style="text-align: center;">郵便番号</p> <p style="text-align: center;">住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p style="text-align: center;">事前協議申出者</p> <p style="text-align: center;">氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職氏名）</p> <p style="text-align: center;">ふりがな <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>次の診療所について一般病床又は療養病床を設置又は増床したいので、病床設置届出診療所に係る取扱要領（以下「要領」という。）第<u>2</u>条第1項の規定に基づき事前に協議します。</p>	<p>様式第 1 号</p> <p style="text-align: center;"><b>病床設置届出診療所事前協議申出書</b></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>山口県知事 様</p> <p style="text-align: center;">郵便番号</p> <p style="text-align: center;">住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p style="text-align: center;">事前協議申出者</p> <p style="text-align: center;">氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職氏名）</p> <p style="text-align: center;">ふりがな <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>次の診療所について一般病床を設置又は増床したいので、病床設置届出診療所に係る取扱要領（以下「要領」という。）第<u>3</u>条第1項の規定に基づき事前に協議します。</p>																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">ふりがな</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 診療所の(予定)名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">2 開設 (予定) 場所</td> <td style="text-align: center;">郵便番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電話番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">F A X 番号</td> <td></td> </tr> </table>	ふりがな		1 診療所の(予定)名称		2 開設 (予定) 場所	郵便番号		所在地		電話番号		F A X 番号		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">ふりがな</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 診療所の(予定)名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">2 開設 (予定) 場所</td> <td style="text-align: center;">郵便番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電話番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">F A X 番号</td> <td></td> </tr> </table>	ふりがな		1 診療所の(予定)名称		2 開設 (予定) 場所	郵便番号		所在地		電話番号		F A X 番号	
ふりがな																											
1 診療所の(予定)名称																											
2 開設 (予定) 場所	郵便番号																										
	所在地																										
	電話番号																										
	F A X 番号																										
ふりがな																											
1 診療所の(予定)名称																											
2 開設 (予定) 場所	郵便番号																										
	所在地																										
	電話番号																										
	F A X 番号																										

病床設置届出診療所事前協議申出書 新旧対照表

<p>3 要領第2条に定める基準の該当状況 (該当番号に○印)</p>	<p>① <u>地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所</u> (審査基準該当機能： ) ※ア～キから選択</p> <p>② <u>へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所</u></p>	<p>3 要領第2条に定める基準の該当状況 (該当番号に○印)</p>	<p>① <u>居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所</u></p> <p>② <u>へき地に設置される診療所</u></p> <p>③ <u>地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所</u></p>
<p>4 標榜(予定)診療科目 (主たる診療科目に○印)</p>		<p>4 標榜(予定)診療科目 (主たる診療科目に○印)</p>	
<p>5 設置又は増床しようとする一般病床又は療養病床の病床数</p>	<p>一般病床 床</p> <p>療養病床 床</p>	<p>5 設置又は増床しようとする一般病床の病床数</p>	<p>床</p>
<p>3の②を選択した場合の病床の種類の内訳</p>	<p>①悪性新生物(床) ②循環器疾患(床) ③小児疾患(床) ④周産期疾患(床) ⑤リハビリ(床) ⑥救急医療(床) ⑦精神疾患(床) ⑧神経難病(床) ⑨緩和ケア(床) ⑩エイズ(床) ⑪感染症(床)</p>	<p>3の②又は③を選択した場合の病床の種類の内訳</p>	<p>①悪性新生物(床) ②循環器疾患(床) ③小児疾患(床) ④周産期疾患(床) ⑤リハビリ(床) ⑥救急医療(床) ⑦精神疾患(床) ⑧神経難病(床) ⑨緩和ケア(床) ⑩エイズ(床) ⑪感染症(床)</p>
<p>6 他に開設している病院又は診療所</p>	<p>名称</p> <p>所在地</p>	<p>6 他に開設している病院又は診療所</p>	<p>名称</p> <p>所在地</p>
<p>7 診療に従事する医師の氏名、担当診療科名、診療日及び診療時間(予定の場合は計画している内容)</p>		<p>7 診療に従事する医師の氏名、担当診療科名、診療日及び診療時間(予定の場合は計画している内容)</p>	



病床設置届出診療所事前協議申出書 新旧対照表

8 開設（予定）年月日		8 開設（予定）年月日	
9 一般病床又は療養 病床の設置又は増床 （予定）年月日		9 一般病床設置又 は増床 （予定）年月日	
<p>10 事前届出に係る当該診療所が、どのように地域にとって良質かつ適切な医療を提供していくか、計画・考えを自由に記載してください。</p> <p>特に、当該診療所の医療機能（提供可能な医療）の内容及び他の医療機関等との連携の状況については、具体的に必ず記載してください。</p>		<p>10 事前届出に係る当該診療所が、どのように地域にとって良質かつ適切な医療を提供していくか、計画・考えを自由に記載してください。</p> <p>特に、当該診療所の医療機能（提供可能な医療）の内容及び他の医療機関等との連携の状況については、具体的に必ず記載してください。</p>	

病床設置届出診療所事前協議申出書 新旧対照表

<p>11 添付書類</p>	<p>① 事前協議申出者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師である場合には、履歴書及び臨床研修修了登録証の写し又は免許証の写し（開設者が医師法（昭和23年法律第201号）第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合にあつては、再教育研修修了登録証の写しも添付すること。）</p> <p>② 事前協議申出者が法人である場合には、登記簿謄本又は登記事項証明書（新たに設立した医療法人で登記未了の場合には、設立認可書の写し。）</p> <p>③ 項目3において、<u>審査基準該当機能を「ア」（在宅療養支援診療所の機能）とする場合には</u>、中国四国厚生局山口事務所へ提出した在宅療養支援診療所の施設基準に係る届出書の写し又は当該届出書（案）と届出を行う旨の確約書（任意様式）を添付すること。</p> <p>④ 項目3において、「<u>2 地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所</u>」を選択する場合は、関係機関（県環境保健所・市町・郡市医師会）の同意書、一般社団法人山口県医師会の推薦書を添付すること。</p> <p>⑤ 項目3に共通する資料として、診療報酬上の「有床診療所入院基本料の施設基準に係る届出書添付書類（様式第2号の1～2号の7）」及び「病床設置届出診療所(増床)構造設備概要調書」（様式第3号）を添付すること。</p>	<p>11 添付書類</p>	<p>① 事前協議申出者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師である場合には、履歴書及び臨床研修修了登録証の写し又は免許証の写し（開設者が医師法（昭和23年法律第201号）第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合にあつては、再教育研修修了登録証の写しも添付すること。）</p> <p>② 事前協議申出者が法人である場合には、登記簿謄本又は登記事項証明書（新たに設立した医療法人で登記未了の場合には、設立認可書の写し。）</p> <p>③ 項目3において、「<u>1 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所</u>」を選択する場合には、中国四国厚生局山口事務所へ提出した在宅療養支援診療所の施設基準に係る届出書の写し又は当該届出書（案）と届出を行う旨の確約書（任意様式）を添付すること。</p> <p>④ 項目3において、「<u>2 へき地に設置される診療所</u>」を選択する場合は、<u>位置図</u>を添付すること。</p> <p>⑤ 項目3において、「<u>3 地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所</u>」を選択する場合は、関係機関（県環境保健所・市町・郡市医師会）の同意書、一般社団法人山口県医師会の推薦書を添付すること。</p> <p>⑥ 項目3に共通する資料として、診療報酬上の「有床診療所入院基本料の施設基準に係る届出書添付書類（様式第2号の1～2号の7）」及び「病床設置届出診療所(増床)構造設備概要調書」（様式第3号）を添付すること。</p>
----------------	---	----------------	--

病床設置届出診療所事前協議申出書 新旧対照表

<p>⑥ 項目5において「救急医療」用の病床がある場合は、中国四国厚生局山口事務所へ提出した救急医療管理加算に係る届出書の写し又は当該届出書（案）と届出を行う旨の確約書（任意様式）を添付すること。また、救急診療所の申出を行う旨の確約書（任意様式）を添付すること。</p> <p>⑦ <u>へき地（山口県保健医療計画に定めるへき地医療対策の対象地域）に設置される診療所については、位置図を添付すること。</u></p>	<p>⑦ 項目5において「救急医療」用の病床がある場合は、中国四国厚生局山口事務所へ提出した救急医療管理加算に係る届出書の写し又は当該届出書（案）と届出を行う旨の確約書（任意様式）を添付すること。また、救急診療所の申出を行う旨の確約書（任意様式）を添付すること。</p>